

北海道告示第11315号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和4年10月20日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その9)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>地域企業の先端技術人材確保・育成等支援事業費</p> <p>産業支援機関が取り組む地域企業の先端技術導入に関する技術支援や専門人材育成等に係る事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人室蘭テクノセンター、公益財団法人道央産業振興財団、公益財団法人函館地域産業振興財団、一般財団法人旭川産業創造プラザ、一般社団法人北見工業技術センター運営協会、公益財団法人とかち財団、公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター及び公益財団法人北海道科学技術総合振興センター</p>	<p>地域企業の先端技術人材確保・育成等支援事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>人件費(人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇い入れに係る給与、諸手当、社会保険料等の経費)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、各種手数料)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、その他知事が特に必要と認める経費</p>	<p>10分の8以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年3月15日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		